

【指定通所介護】

デイサービスセンター大日
重要事項説明書

○事業主体概要

法人名	株式会社 江陽 (平成15年9月24日設立)
本社所在地	〒023-0171 岩手県奥州市江刺田原字大日195番地1
電話・FAX	電話0197-31-2105 FAX 0197-31-2106
URL / e-mail	http://www.koyo-esashi.co.jp / info@koyo-esashi.co.jp
代表者氏名	代表取締役 及川 健
運営事業所	グループホーム花の家 (指定事業所番号 0371200387) デイサービスセンター大日 (指定事業所番号 0371200379) 江陽居宅介護支援事業所 (指定事業所番号 0371200353) 〒023-0171 岩手県奥州市江刺田原字大日195番地1 電話 0197-31-2105 FAX 0197-31-2106 グループホームふじの里 (指定事業所番号 0391500154) ふじの里デイサービスルーム (指定事業所番号 0391500162) 〒023-1762 岩手県奥州市江刺藤里字平37番地2 電話 0197-39-2877 FAX 0197-39-2879

○事業所概要

名称	デイサービスセンター大日 (指定事業者番号0371200379)
所在地	〒023-1762 岩手県奥州市江刺田原字大日195番地1
連絡先	電話0197-31-2105 FAX 0197-31-2106
利用定員	30名 (日常生活支援総合事業・第一号通所事業を含む)
併設事業所	グループホーム花の家 (認知症対応型共同生活介護) 定員18名 江陽居宅介護支援事業所 (指定居宅介護支援)
事業の目的	指定通所介護 (以後通所介護とする。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員等が要介護と認定された利用者に対し、適正な通所介護サービスを提供することを目的とする。

運営方針	(1)通所介護の提供にあたっては、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。 (2)事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
------	--

○ 実施地域及び営業日・営業時間

実施地域	奥州市江刺地域、水沢地域
営業日	月曜日～土曜日
休業日	日曜日、12月31日から1月3日、及び事業者が特に必要と認め定める日
営業時間	8:00～17:30
サービス提供時間	9:20～16:30（7時間10分）

○ サービスの内容

食事の提供	昼食及びおやつの提供。
介護	排泄・食事・移動・更衣・整容等の介助、その他必要な見守り ※利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための指導を実施します。
入浴介護	入浴に関する介護（更衣・洗体・洗髪等） ※利用者様の心身の状況に合わせた入浴介護を実施します。
健康管理	血圧・脈拍・体温等の測定を行います。また、毎月1回体重測定を実施します。看護職員による健康相談を行います。
機能訓練	日常生活を営むのに必要な機能の維持向上を目的として、機能訓練指導員による個別機能訓練。健康維持・増進のための自主訓練及び集団訓練等を実施します。
レクリエーション活動・行事	各種レクリエーション活動・季節行事を企画実施します。内容によっては事前にご了解を得て別途費用のご負担を頂く場合があります。
送迎	ご自宅と事業所間の送迎を行います。
その他	日常生活を営むのに必要な相談援助を行います。

○ 職員の職種及び員数、その職務内容

職名	員数	職務内容
管理者	1名	事業所職員の管理及び業務管理を一元的に行う。

生活相談員	1名以上	事業所に対するサービスの利用申し込みにかかる調整、ケアプランの作成等を行うとともに、利用者の日常生活上の支援を行う。
看護職員	1名以上	利用者の健康状態観察、バイタルチェック、薬の管理、他主治医の指示に基づく処置などを行うとともに、利用者の日常生活上の支援を行う。
機能訓練指導員	1名以上	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うとともに、利用者の日常生活上の支援を行う。
介護職員	4名以上	利用者に対し必要な介護及び日常生活上の支援を行う。

○ サービスの流れ

(1)	サービスの開始時には、担当介護支援専門員からの情報並びにサービス担当者会議にて確認させて頂いた利用者様の状況並びに希望を踏まえた指定通所介護サービス計画書（以下ケアプランという。）を作成し、利用者様、ご家族様から同意を得ます。
(2)	ケアプランの作成・変更する際は利用者及びご家族様に対し、ケアプランの内容を説明し同意を得て、サービスを提供致します。
(3)	ケアプランに基づいて提供されている各種サービスについては、定期的にその実施状況について評価し、必要に応じてケアプランの修正・変更を加えていきます。
※	作成したケアプランは、担当介護支援専門員の求めに応じて開示します。

○ サービス利用に当たっての留意事項

利用開始に当たり	主治医からの指示事項や当日の健康状態等については担当職員にお話しいただいた上でサービスをご利用ください。
送迎時間	朝は8:00頃事業所を出発し皆様のお宅へ廻ります。ご自宅への到着時間は、前後の利用者様の都合等で変わることがありますのでご自宅でお待ちください。夕方は16:30頃にセンターを出発し皆様のお宅を廻ります。冬期間は道路事情により、送迎時間のずれが生じることがあります。
貴重品・金銭の管理	原則として貴重品・金銭の持ち込みはご遠慮願います。万が一持ち込まれた場合で、申し出があれば事務所で保管することもできます。利用者同士の金銭の授受はご遠慮願います。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具等については自由にご利用いただいて構いません。ただし、本来の用法に反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償して頂く場合があります。機能訓練機器のご利用に関しては担当職員の指示によりご利用ください。
体調不良時の対応	看護職員により医療機関の受診が必要であると判断した場合は、ご家族様に連絡致しますので、お迎えに来ていただきます。

迷惑行為

事業所内で他の利用者に対する政治活動及び宗教活動、その他迷惑となる行為はご遠慮願います。

○ 利用料金

＜保険対象分＞

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

1) 通常規模型通所介護費

介護度 単位数 自己負担額（1日当）

1割 2割 3割

1. 要介護1 658 658円 1,316円 974円

2. 要介護2 777 777円 1,554円 331円

要介護3 900 900円 1,800円 2,700円

要介護4 1,023 1,023円 2,046円 3,069円

要介護5 1,148 1,148円 2,296円 3,444円

2) 加 算

加算の種類 単位数 自己負担（1日当）

1割 2割 3割

入浴介助加算I※1 40 40円 80円 120円

個別機能訓練加算（1）イ※2 56 56円 112円 168円

サービス提供体制加算III※3 6 6円 12円 18円

送迎未実施減算（片道につき） -47 -47円 -94円 -141円

口腔・栄養スクリーニング加算（1回／6ヶ月）※4 20 20円 40円 60円

A D L維持等加算II※5 60 60円 120円 180円

科学的介護推進加算※6 40 40円 80円 120円

介護職員等処遇改善加算III※7 1月当の総利用単位数×8.0%

高齢者虐待未実施減算 — 1ヶ月当の所定単位数×1.0%

業務継続計画未策定減算 — 1ヶ月当の所定単位数×1.0%

※1 職員による介助にて入浴された場合。

※2 計画に沿って機能訓練指導員による訓練を受けた場合。

※3 当事業所は、介護福祉士の職員が基準を満たしております。

※4 利用開始時及び6ヶ月に1回、口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行った場合。

※5 身体機能が維持できていると前年度の実績が評価されているため、1ヶ月に1度算定。

※6 毎月厚労省に利用者様の状態について、報告した場合。

※7 介護職員の処遇改善にかかる諸制度を整備しております。

※8 介護職員等の処遇改善にかかる諸制度を整備しております。

＜保険対象外分＞

保険対象外分費用は、月次のお支払いとなります。

費用の種類	金額（1日当）	備考
食事提供費	670円	おやつ代を含む

※通常の実施地域外より当事業者の利用を希望される場合は、当事業所から自宅までの距離が30kmを超える場合、実施地域を越えた地点から起算して1kmあたり50円を徴収します。

※利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

※その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適當と認められる費用に関しては実費を頂きます。

○ 支払方法

利用料	・別途指定頂く利用者又はご家族様の金融機関口座からの自動振替を原則としておりますが、直接ご持参頂き窓口でお支払いいただくことも可能です。 ※利用契約締結時に口座振替の手続きをご案内します。 ※金融機関での手続きが完了するまでの間は弊社指定の銀行口座へお振込みいただくか、弊社窓口にて直接お支払い頂くこととなります。
	・前月の利用に係る料金その他精算を必要とする費用に関する請求書を毎月10日までに送付します。自動振替の場合は当月23日にご指定頂いた銀行口座より引き落とし、お振込みの場合は、当月末までに指定口座にお振込み願います。 ※振込手数料は、利用者様のご負担となります。 ※23日が金融機関の休業日の場合は翌営業日の振替となります。 ※自動振替を利用される利用者様の領収書は入金月の翌月発行となります。

○ 利用料金の改定

保険対象分	介護報酬告知上の額が変更される場合にはそれに応じて変動します
保険対象外分	諸種の経済状況の変化（食費・光熱費等の上昇、人件費等）などを勘案し、改訂する場合があります。

○ 契約の終了

終了事由	(1)弊社が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 (2)施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合 (3)事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 (4)本契約が解約又は解除された場合
弊社からの解約	(1)利用者様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 (2)利用者様による、本契約に定めるサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合 (3)利用者様が、故意又は重大な過失により乙又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信心行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
契約の自動終了	(1)利用者様がお亡くなりになられた場合 (2)利用者様の心身の状況が要支援、非該当と判定された場合 (3)3か月以上連續して利用されなかった場合 (4)介護保険施設に入所した場合

○ 救急・事故発生時・災害時の対応

救急時	容体の変化等があった場合は、ご家族様（ご不在の際は連帯保証人様）、担当介護支援専門員に速やかに連絡し必要な処置を講じます。但し、生命維持に危険があると判断されるような状態に陥った場合はご家族様の同意を得る前に救急隊を要請することがあります。その場合においても速やかにご家族様、担当介護支援専門員に連絡いたします。
事故発生時	利用者様のサービス提供中に事故が発生した場合は、直ちにご家族様、担当介護支援専門員に連絡すると共に関係機関に連絡し必要な措置を講じます。なお、当事業者は介護賠償責任保険に加入しております。
災害時	利用者様のサービス提供中に非常災害が生じた場合、従業者は利用者様の避難等適切な措置を講じます。事業所は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携を確認し、年1回以上避難訓練を実施します。

○ 身体拘束廃止及び高齢者虐待防止

やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き	サービスの提供の当たっては、利用者の生命又は身体を保護する為、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件すべてを満たす緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。ただし、緊急やむを得ない場合は、本人またはご家族に十分説明を行い、速やかに解除できるような措置を講ずるとともに、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得かった理由を記録し、ご家族様の要求がある場合及び行政機関等の指示がある場合には開示します。
高齢者虐待防止	サービス提供時について、高齢者虐待にあたる行為、①身体的虐待、②心理的虐待、③介護・世話の放棄・放任、④性的虐待、⑤経済的虐待、の5項目についての行為は行いません。万が一発生した場合、利用者の保護を優先とし、ご家族及び行政機関等へ報告し内容について記録します。行政機関等の指示ある場合には開示します。また今後発生しない様対策をします。

○業務継続計画の策定・実施

業務継続計画	<p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。</p> <p>3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>
--------	---

○サービス内容に関する苦情相談窓口

事 業 所	担当： 管理者・生活相談員 受付時間： 月曜日から金曜日まで 9：00～16：30 電 話： 0197-31-2105 FAX 0197-31-2106
保 険 者	奥州市健康福祉部 長寿社会課 介護保険担当 (0197-34-2197) 直通 同 江刺総合支所 長寿社会課 介護保険担当 (0197-34-2522) 直通
国 保 連	岩手県国民健康保険団体連合会介護保険課分室 (019-604-6700)

○秘密保持並びに個人情報保護の取り扱いについて

	<p>当社個人情報保護に関する基本方針並びに個人情報保護規定に基づき、利用者等の個人情報並びに業務上知り得た情報に関しては、秘密保持を厳守します。また、当事業所が利用する個人情報を以下の通りと定め、業務権限の与えられた職員のみが必要な限りにおいて行います。なお、定め以外の個人情報の利用に関してはその都度利用者に同意を取ることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の認定調査票、主治医の意見書 ・市町村の介護保険認定情報 ・サービス担当者会議に関する情報 ・利用者の家族情報（連絡先等） ・健康保険に関する情報 ・老人医療費受給に関する情報 ・身体障害者手帳に関する情報
(2)	<p>基本方針に基づき、公共的要素により個人情報を第三者に提供することがあります。その第三者とは次の通りとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事業所に実習する学生 ・当事業所に研修する者 ・当事業所に慰问等で来所する者 <p>但し、その提供にあたっては法令上必要な措置を講じます。</p>

○ その他

衛生関連	<p>(1)サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。</p> <p>(2)職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。</p>
------	---

健康上の理由による中止	<p>(1)感染性疾患に罹患している場合</p> <p>(2)当日の健康チェックの結果、看護職員により当日のサービス提供が困難であると判断された場合</p> <p>(3)利用中体調が悪くなり、利用継続が困難となった場合。</p> <p>(2)及び(3)に関してはご家族様に速やかに連絡しますので、医療機関等への受診をお願いします。</p> <p>※サービスを中止した場合、同月内であればご希望の日にサービスを振り替えることもできますので生活相談員までお申し出ください。なお、定員が充足している日には振り替えることができませんのでご了承ください。</p>
-------------	--

指定通所介護サービスの開始に当たり、重要な事項について本説明書を用い

て説明いたしました。

説明日：令和 年 月 日

【事業者】

所在地：岩手県奥州市江刺田原字大日195番地1

事業者名：株式会社 江陽

代表取締役 及川 健 

【事業所】

所在地：岩手県奥州市江刺田原字大日195番地1

事業所名：デイサービスセンター大日

説明者職名：□管理者 □生活相談員

氏名：_____ 

私は、本書面により、事業所から指定通所介護サービスについての重要な事項の説明を受けた上で、サービスの提供の開始について同意いたします。

同意日：令和 年 月 日

【利用者】

住所：_____

氏名：_____ 

【連帯保証人】

住所：_____

氏名：_____ 